



いわて事業承継促進資金

岩手県内において、事業承継を行おうとする方が、新たに経営者保証を不要とする融資を受けたり、既に借り入れている経営者保証つき融資を経営者保証なしの融資で借り換えたりするための制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方

- (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 事業承継日から3年を経過していない法人
- (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと

（注1）申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

（注2）EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	8千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり。 融資期間 3年以内 年2.3%以内 3年超10年以内 年2.5%以内
保証料率	(1) 一般の方 経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） (2) 専門家の確認を受けた方 年0% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	不要

申 込 手 続

お取引のある取扱金融機関にご相談のうえ、お申込みください。

本制度を利用するには、既に申込金融機関と与信取引を有している必要があります。

また、保証料率(2)の保証料率の適用を受けるには、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター等の専門家の確認を受ける必要がありますので、同センター事務局(019-601-5079)にご相談ください。

《取扱金融機関》

普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

※ 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索